

## 受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道料理飲食業生活衛生同業組合
-----	------------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙の問題に関しては日頃ご利用いただくお客様への配慮を含め環境整備を推進していく考えです。しかしながら各会員の認知度は今一つであり広報活動が必要と考えております。</li> <li>・改正健康増進法は、全国統一のルールの下で行われるべきであると考えております。</li> </ul>	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上乗せ条例には反対であり道民・事業者が混乱なく取り組みが推進できる環境を要望します。</li> <li>・更なる規制による経営判断への制限に反対。環境整備の判断は、お客様のニーズ、顧客層により事業者任せられるべきであると考えます。</li> <li>・全ての事業者が一律に禁煙、喫煙可とするような上乗せ規制には反対である。</li> </ul>
2 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店における規制の進展に伴う経済影響について当組合は様々な営業形態がありひとくくりで規制をかけるには問題があると考えます。</li> </ul>	
3 責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法の、各事業者に対して広く正しい周知徹底を優先すべきと考えます。</li> <li>・改正健康増進法は政省令が2月末に制定されたが施行までの期限を鑑み施策内容の理解浸透が急務である。</li> <li>・標識の掲示については、飲食店等お客様の選択が可能となり「望まない受動喫煙」の防止が可能となる。</li> </ul>	<p>【公共喫煙場所の整備・推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法の推進により、路上での喫煙の増加が予想されポイ捨て等の増加を抑制する為にも公共喫煙場所の設置が必要と考え、規制を強化するだけでなく喫煙者が決められた場所でマナーを守り、喫煙できるよう公共喫煙場所の整備を要望します。</li> <li>・行政による標識の配布により外国人旅行者にも認識できる方法を考えてほしい。</li> </ul>

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施策	<p>・特定飲食提供施設の客席面積基準の100㎡は、厚生労働省で議論を尽くした結果制定されたものと認識しており、客席面積基準強化は事業者にとって更なる負担を強いり反対します。</p> <p>・飲食店は多業種にわたっており、料理をメインの店舗では既に多くの事業者が全面禁煙を実施しており、又、酒類をメインの事業者は一律に禁煙を実施するには問題があります。しかしながら事業者はお客様を第一に考えており店舗の客層を鑑み個々に対応しているのが実態であり「喫煙可・不可」等の標識で対応するのが望ましいと考えます。</p>	<p>【基本的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法を上回る規制には反対します。</li> <li>・加熱式たばこについては受動喫煙による健康被害が明らかになっておらず加熱式たばこを紙巻きたばこ同等に規制せず緩やかな対応が必要と考えます。</li> <li>・「望まない受動喫煙」防止のための環境整備投資が経営に与える負担が大きく助成制度が必要と考えます。</li> </ul>
5 罰則		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法を上回る罰則の制定には反対であり、行政の適切な管理監督の推進で十分と考えます。</li> </ul>